主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事

控訴代理人は「原判決を取消す、被控訴人は控訴人所有の機船底曳綱漁船第八、 九A丸につき船舶国籍証書及機帆船底曳網漁業許可証を交付しなければならない。 訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。」との判決を求め被控訴人は控訴 棄却の判決を求めた。

本訴は船舶国籍証書の交付と機帆船底曳網漁業許可証の交付という、いづれも行政処分をなすべきことを命ずる判決を求めるものでありしかもこれらの行政処分をなすべきことを命ずることを裁判所に許した法令が何等存在しないのであるから訴訟要件を欠く不適法のものであると述べた外原判決事実適示と同一であるからここにこれを引用する。

(立証省略)

理 由

裁判所は行政事件訴訟においては司法権行使の機関として原則として法の具体的適用を保障するという限定的消極的な機能を有するに止まり行政上のある目的を実現する任務を有するものでない。

〈要旨の1〉故に法令上別段の定めのある場合の外は裁判所は行政庁に代つて自ら 処分をしたのと同様の効果を生ずる判</要旨の1>決をしたり、行政庁に処分を命じ たりなどすることはできない。もし裁判所にかようなことをなし得る機能を認めるならばそれはひつきよう裁判所が行政庁を行使し或は行政庁を監督する結果となり 三権分立の原則に反することになるであろう。今本件についてみるに本訴は国に対 して船舶国籍証書と機帆船底曳網漁業許可証の交付を命ずる判決を求めるものであ ることその請求自体に徴して明らかであつて結局いづれも行政庁に対して行政上の 処分をなすべきことを命ずる判決を求めるものであり、しかもこれらのことをなす べきことを命ずる〈要旨の2〉機能を裁判所に容認した法令は何ら存しないから、前 説示に照し本訴は不適法であるというべくこのことはた</要旨の2>とい控訴人主張の如く愛媛県知事において前示漁業許可証を控訴人に与えるべく約したことがあつ たとしてもその結論を異にすべきではない。けだしかかる場合においても三権分立 の精神に照し現実具体的に行政処分をなすや否やは当該行政庁の権限に専属するも のというべきだからである。故にかような場合においても控訴人は一旦権限ある行 政庁に国籍証書や漁業許可証の交付を請求し行政庁がこれを拒否した場合(明示の 拒否をしない場合でも相当の期間を経過するも処分せず従つて拒否処分がなされた ものと認められる場合を含む)にその拒否処分の違法を主張してその是正を求める 行政事件訴訟を提起するは格別、直ちに本訴の如き給付の訴を起し得ざるものとい わなければならない。

以上の次第であるから本訴を不適法として却下した原判決を相当とし、民事訴訟 法第三百八十四条第八十九条を適用し主文のとおり判決する。

(裁判長判事 前田寛 判事 近藤健蔵 判事 萩原敏一)